

## 第4回富士見市環境審議会会議録

日 時	平成29年12月11日（月）			開 会	午後2時00分	閉 会	午後4時45分
場 所	分館会議室	出席者数	委員定数15名中 出席者11名				
出席者	委 員	澤田会長、須田副会長、中村委員、横山委員、千種委員、守山委員、関根委員、羽石委員、大谷木委員、細田委員、高橋委員 ※欠席 木内委員、齋藤委員、京谷委員、戸塚委員					
	事 務 局	【事務局職員】 益子環境課長、谷合環境課副課長、横田環境課主査、神谷環境課主任、（株）環境総合研究所 寺山、藤本					
配付資料	1 次第 2 第2次富士見市環境基本計画改定案について 資料1 3 第2次富士見市環境基本計画改定案について（平成30年度～平成34年度） 資料2						
公開・非公開	公開（傍聴 0名）						

内 容	
第4回環境審議会	
1 開会 環境課長	
2 議事 澤田会長	
【議事要旨】	
	（会長）本日は第2次富士見市環境基本計画の改定案について委員の皆様より意見を頂戴する。
	《事務局から概略説明》
1. 第2次富士見市環境基本計画改定案について（資料1）	
	これまでにご審議いただいた内容を資料1のとおりまとめさせていただきました。
1. 環境基本計画の概要（目的、策定の経緯、計画の位置づけ、計画期間、施策体系）	

2. 計画策定後の富士見市を取り巻く現況（国の動き、県の動き、市の動き、）
3. 見直し方法（検討体制、基本的な考え方、）
4. 見直し内容（基本目標の順番変更、基本方針・施策方針・取組内容・実践行動の整理等）

## 2. 第2次富士見市環境基本計画改定案(資料2)

先ほど資料1として説明したものを改定案としてまとめたものである。改定案は約70ページにわたるものであるため、区切りながら説明を行い、都度審議することとする。

### 《審議内容》

#### 【第1章計画の基本的事項～第4章3.目標値まで】

- 〈委員〉基準年度と比べると温室効果ガスの排出量は増えているのに、目標値は変わらないため、2022年に向けてさらなる削減が必要となるので、内容を充実した方がよい。
- 〈事務局〉確かにここでは現状達成が難しい状況だが、国・県の動向を踏まえ、目標を継続するという表現のみになっているため、具体的な内容を追記する。
- 〈委員〉今後どうしたら目標値が達成できるのか、その内容が載っていないと取り組み主体の検討を行えないのではないかな。
- 〈事務局〉実績値が増加した理由として、いくつか考えられるが、大きいのは電気の排出係数が変わったことが要因あると考えている。
- 〈委員〉電気の排出係数は震災前後で大きく変わっているのではないかなと思うが、いつから変更されているのか。
- 〈事務局〉平成22年度から平成25年度までは、排出係数が増加している。
- 〈委員〉平成26年度が減少しているのは、電気によるものだけなのか。
- 〈事務局〉電気以外の要因もあるものと考えている。
- 〈委員〉目標値を変えずに進めて、目標が達成できる見通しはあるのか。
- 〈事務局〉市の区域施策編の状況を見ると、家庭部門からの排出が大きいので、市民お一人おひとりの力にお願いする部分も多いが達成の見通しは、あると考えている。
- 〈委員〉市の温室効果ガスのグラフがあるので、家庭部門が大きいなどの結果をもって、2020年に向けて取り組むべき内容を示すべきだと思う。
- 〈委員〉例えば国が2013年をベースにして26%削減しようということであれば、富士見市の2013年度の数値はどうなっているか示し、それを当てはめた上で26%減らすために市民お一人おひとりがどれくらいの削減に取り組む必要があるかを示せばわかりやすいのではないかな。
- 〈事務局〉改定案では、直近の実績ベースである平成26年度を基に目標年度である平成37年度までの1人当たり削減率を指している。削減に向けた取り組みは、「コラム」や「COOL CHOICE」を紹介している。
- 〈委員〉それはもっと宣伝すべきである。
- 〈委員〉家庭部門が最も増加していると思うが、家庭部門は全体で見ると半分もない。当然その他の部門をどうやって減らしていくかが重要である。
- 〈委員〉業務部門に関しても、運輸会社には省エネの車を推進するなど、それぞれ推進

の方法が異なり、取り組み内容も事業者・市民・行政でそれぞれ変わるはずである。

〈委員〉国の統計でも、増えているのは運輸部門と家庭部門が多い。

〈事務局〉スマートムーブのコラムを入れてあるが、皆様のご意見をもとに、要因を明確にするよう検討する。目標は国の年度に合わせる方がいいのか意見を頂きたい。

〈委員〉国が行っている施策が不透明であり、国に合わせて削減目標を立てていたら、達成できないのではないかと。

〈事務局〉今後、検討したい。

#### 〈審議内容〉

#### 【基本方針(1) 資源を大切にしよう】

〈委員〉「省エネルギーの見える化を検討する」という取り組みについて、“検討する”のはあくまでも行政であって、それを踏まえて協力するのが市民や事業者なのではないかと考える。

〈委員〉「地球温暖化の防止に向けた普及啓発を図ります」という取り組み内容で、主体となるのは行政で問題ないが、市民や事業者がどうしていくのかが重要である。

〈委員〉「公用車の低燃費車・低公害車の導入を推進します」という取り組み内容に関しては、公用車だけの問題ではないのではないかと。

〈委員〉“公用車”という表記を取るなら「次世代自動車の推進方法を検討します」という施策方針はいらぬのではないかと。

〈委員〉それはさらに先進的な自動車である。水素自動車や電気自動車などが当てはまる。

〈委員〉しかしそれも低燃費車・低公害車に当てはまるのではないかと。

〈事務局〉市では、低燃費車・低公害車の推進を図るという目的で順次、公用車を更新しているところだが、次世代自動車は、導入件数が少ない状況である。

〈委員〉「再生可能エネルギー等設置奨励制度の普及啓発を図ります」という取り組み内容では、“普及啓発”となっているため、主体は行政のみになるのではないかと。

〈事務局〉行政だけでなく事業者、市民の方々のそれぞれがこういった制度があると広く周知して欲しいという意図で、案のとおりとしたが委員の意見を踏まえ、説明を変更する。

〈事務局〉「省エネルギーの見える化を検討します」という取り組み内容についてはどうか。

〈委員〉“見える化”の具体的な説明を注意書きなどで書いてほしい。

〈事務局〉コラムで表示するようにする。

#### 【基本方針(2) 温室効果ガスの吸収源対策に取り組もう】

〈委員〉保存樹木というのは決められているのか。

〈事務局〉樹木の高さなど、一定の基準を決めており、該当する場合には、市が保存樹木、保存樹林として指定している。

〈委員〉「保存樹木・樹林制度の普及啓発を図ります」という取り組み内容について、“普及啓発”という文言では、主体としては行政のみが対象となるのではないかと。

〈事務局〉 取り組み主体に市民を入れている理由は、「地権者・管理者」という意味を含めていたためである。先ほどの話で“普及啓発”は原則行政とすることになったので修正する。

〈委員〉 環境分別の“保全”は、幅広い意味を持つので、注釈の方がよい。

〈委員〉 施策方針②「公共施設における緑化の推進」について、“公共施設”以外にも必要ではないか。また、そもそも施策方針は“緑化の推進”であるため、屋上緑化や壁面緑化にこだわる必要はない。

〈事務局〉 ご意見を踏まえ、施策方針は、“公共施設における”を削る。

#### 【基本方針(3) ごみを減らそう】

〈委員〉 先ほどまでの話だと、“普及啓発”は行政の役割であり、市民と事業者は協力する体制となる。

〈委員〉 “啓発”という表記を外せばいいのではないか。

〈事務局〉 これまでの意見を踏まえ、取り組み主体については、先導的に取り組む主体と参加・協力する主体を分かるように変更する。

#### 【基本方針(4) スマートムーブに取り組もう】

〈事務局〉 「自転車駐車場の適正管理を推進します」という取り組み内容についてだが、ここでの主体は行政だけでもいいのではないかとの考えもあるため、意見を頂戴したい。

〈委員〉 事業者は含まれると思う。

〈委員〉 自転車は“駐輪場”ではないのか。

〈事務局〉 法律上は“駐車場”表記である。

〈事務局〉 「公共交通機関等の利用促進に向けた検討を行います」という取り組み内容で、場合によっては行政と事業者のみが主体となるのではないかと考えられるため、意見を頂きたい。

〈委員〉 市民は利用を促進する側になる。

〈事務局〉 意見を踏まえ、行政と事業者は先導的な位置付けとし、市民は、参加・協力をする。

#### 【基本方針(5) 生き物を守り育てよう】

〈事務局〉 「公共事業の実施時に、既存樹木・樹木の保全に努めます」という取り組み内容の主体は行政だけでも問題ないかと考えているが、意見を頂きたい。

〈委員〉 それでいいと思う。

〈事務局〉 施策方針③「外来種対策の推進」について、「外来生物の生息・生息状況の把握に努めます」という取り組み内容について、市民・事業者はどう関わるのか疑問もあるため、ご意見を頂きたい。

〈委員〉 なくてもいいと思う。

〈事務局〉 意見を踏まえ参加協力する主体とする。

**【基本方針(6) 里地里山を守り育てよう】**

〈事務局〉 施策方針②「湧き水の保全と啓発」では、「湧き水とその周辺エリアの整備手法を検討します」という取り組み内容について、事業者の関わり方についてご意見を頂きたい。

〈委員〉 湧き水の出所は個人の持ち物となっているのか。

〈事務局〉 個人の所有場所もあれば、市で所有している場所もある。その他にお寺などもある。

〈委員〉 寺は事業者ではないか。法人であるのではないか。

〈事務局〉 宗教法人と考えている。

〈委員〉 それならば、このままでよいと思う。

〈委員〉 「地元農産物の給食等への導入を継続します」という取り組み内容で、市民は消費する側ではないか。

〈委員〉 生産者は市民か事業者か。

〈事務局〉 事業者と考えている。

〈委員〉 市民は啓発されて、それを受ける側であるため、表記を変更する必要がある。

〈事務局〉 ご意見を踏まえ、変更する。

**【基本方針(7) 水環境を大切にしよう】**

〈委員〉 「水とふれあう場の整備を検討する」という取り組みでの、市民の役割とは何か。

〈事務局〉 「こういう場所を整備して欲しい」などの意見を提供してもらう関わり方であるとする。「国や県と連携し、水辺環境の保全を検討します」という取り組みの、市民・事業者の主体についてご意見を頂きたい。

〈委員〉 “保全”の内容に維持管理が入っているのであれば問題ないのではないかと

〈事務局〉 保全については、注釈を加え、維持管理の意味も持たせることとするので、市民・事業者は、参加協力する主体とする。

〈委員〉 水辺環境の“美化”や“維持管理”とは何を指すのか？

〈事務局〉 基本的に現在行われているのは、草刈りやごみ拾いである。

〈委員〉 草刈りは行政が行い、ごみ拾いは市民が行っている。

〈委員〉 “水辺環境の保全”が、具体的に何をすればいいのかわかりづらい。

〈事務局〉 国や県では、柳瀬川の流域のところをもっと市民の方が利用しやすいよう活動を行っている。同様のことを想定している。

**【基本方針(8)、～】**

〈委員〉 大きな変更箇所はないと思うが、“普及啓発”などの言い回しは直してもらいたい。

〈事務局〉 先ほどからご意見を頂いている“普及啓発”などの表現方法については、先導的な主体と参加・協力する主体に変更して対応する。

**【全体】**

〈委員〉 年号をどうするか。今後のことを考えると西暦にした方がいいのではないかと

〈委員〉 現在 ISO など最近の企画は西暦にしているところが多い。

〈事務局〉 この計画だけの話ではないため、頂いた意見をもとに庁内でも検討する。

〈委員〉 改定案の中で表現が統一されていない部分は直す必要はある。

〈事務局〉 修正する。

## 2. その他

次回第5回富士見市環境審議会は2月中旬を予定している。日程を調整し、再度通知する。

以上